

事業者の皆様へ

長野市環境部廃棄物対策課

## 令和7年度中に産業廃棄物処理に伴うマニフェストを交付した場合は 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出してください

### 1 長野市への報告（提出）対象者

令和7年度中に長野市内の事業場で産業廃棄物を排出し、紙製のマニフェストを交付した者

- ※ マニフェストを交付した場合は、量の多少にかかわらず報告書の提出が必要です。
- ※ 電子マニフェスト交付分は、報告対象外です。
- ※ いわゆる2次マニフェストを交付した、産業廃棄物の中間処理業者も対象になります。
- ※ 建設業の方で、長野市内の工事現場で産業廃棄物を排出した場合も対象になります。
- ※ 長野市以外の事業場で交付したマニフェストについては、同事業場所在地の都道府県、政令市又は中核市が報告書の提出先になります。

### 2 報告書の様式及び作成方法

長野市ホームページにて報告様式（様式第3号 産業廃棄物管理票交付等状況報告書）並びに報告書の詳細な作成方法を公開しています。

ホームページトップ画面から「ホーム > くらし・手続き > ごみ・リサイクル > 事業者の皆さんへ > 報告・提出（廃棄物を排出する方） > 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の報告について」の順に進んでください。（URL）<https://www.city.nagano.nagano.jp/n121000/contents/p000562.html>

※右のQRコードからアクセスすることもできます。

※様式は長野市廃棄物対策課窓口でもお渡しできます。



### 3 報告書の作成にあたって

- (1) 令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）のマニフェストの交付状況についてとりまとめてください。
- (2) 長野市内に支店・営業所等の事業所が複数ある場合は、それぞれが排出事業場となりますので、支店、営業所ごとに報告書を作成してください。
- (3) 建設現場のように長野市内で短期間の工事現場が複数ある場合、これらを1事業場としてまとめて報告書を作成してください。その際、事業場の名称欄に「長野市内各工事現場」、又は「管轄する支店・営業所等の事業所名」を記入してください。
- (4) 提出していただく書類は、報告書のみです。
  - ※ マニフェスト、その写し等の添付は必要ありません。

（裏面に続く）

## 4 提出期限及び提出方法

### (1) 提出期限

令和8年6月30日(火)

### (2) 提出方法

- ・(長野市版) なかの電子申請サービス

なかの電子申請サービス(長野市) トップ画面から(「オンライン申請手続き」をクリック > 「キーワードで探す」にて「マニフェスト」と検索 > 「産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告」を選択) 進んでください。

(URL) [https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=3085](https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3085)

※右のQRコードからアクセスすることもできます。



- ・電子メール: [haitai@city.nagano.lg.jp](mailto:haitai@city.nagano.lg.jp)
- ・F A X : 026-224-5108
- ・窓口持参: 長野市役所 第二庁舎3階 廃棄物対策課窓口にて1部を提出してください。
- ・郵 送: 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

廃棄物対策課 管理票交付等状況報告書担当 宛

※廃棄物処理法上、報告書の控えを事業所で保管する必要はありませんが、受付印を押印した事業者控えを必要とする場合は、報告書を2部提出してください。郵送の場合は、返信用封筒に切手を貼付し、併せて送付願います。

長野市役所環境部廃棄物対策課

担当 宮下

TEL : 026-224-7320

FAX : 026-224-5108

e-mail : [haitai@city.nagano.lg.jp](mailto:haitai@city.nagano.lg.jp)